

令和３年５月 農業委員会議事録

開催日：令和３年５月２５日（火）
場所：越谷市農業技術センター２階
研修室
開会時刻：午前 ９時５４分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 5月25日 (火)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
主 幹 草 間 真由美

(説明員) 開発指導課長 山 口 勇
開発指導課調整幹 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第6号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出について
- 第7号議案 越谷市農政審議会委員の選出について
- 第8号議案 【越谷市農業委員会】「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時41分

9. 会議の内容

局	長	それでは、定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。 皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 会議の前に、毎月開催される総会で説明員として出席いたします都市整備部開発指導課の職員の紹介をさせていただきます。 都市整備部副参事兼ねて開発指導課長の山口でございます。
開発指導課長		山口です。よろしくお願いいたします。
局	長	続きまして、開発指導課調整幹
開発指導課調整幹		田中です。よろしくお願いいたします。
局	長	以上で職員の紹介を終了いたします。
		それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。
		開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。新体制になりまして、初めての総会でございます。季節はもう5月も終わり、おおむね大口以外の方は大体田植も落ち着いたのかなと思っております。落ち着かないのは、言うまでもなくコロナで、いろんな会議等も書面会議ということで、なかなか皆さんと集まる機会がございません。農業委員会に関しましては許認可の関係がございますから、書面というわけにいかないのです、こうやって皆さんにお集まりをいただいておりますが、換気も十分にしておいて、気をつけて会議を進めたいなと思っております。 何はともあれ、話まとまりませんが、初めての会議でございますので、慣れない部分もありますが、慎重審議をお願いして冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
局	長	ありがとうございました。 本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。 それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議	長	ただいまより開催いたします。 まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、3番の坂巻委員、4番の山崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の1ページを御覧ください。 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万903.04平方メートルです。自宅から申請地まで約3分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め3名です。 本件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員6番の関根委員よりお願いいたします。
6番推進委員 (関根委員)		それでは、1番の件について補足説明いたします。 5月13日に現地を確認してきました。申請地の農地1筆につきましては適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局の説明のとおり農業経営の状況、距離、従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議長

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請地は平成29年に相続により取得し、耕作はしておりませんが、草刈り等の管理をしています。そうした中、近隣の住民の方々より駐車場として貸してほしいとの要望があり、困っている方に協力できればと思い、申請に及んだものです。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について藤井委員よりお願いいたします。

2番委員

1番の件についてご報告いたします。

（藤井委員）

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。南側の出入口部分、自宅敷地に接する部分を除き、コンクリートブロックで区画されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

全
員
議

員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から4番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から4番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番及び2番については関連がありますので、一括して説明します。

1番、2番の概要ですが、転用目的は老人介護保険施設増築に伴う一時転用による資材置場と駐車場です。転用理由といたしまして、建設予定地内に資材置場及び駐車場が確保できないため、申請地を工事期間中資材置場及び駐車場として利用したいとの理由です。工事完了後は、現況を田、畑に復元し、貸人へ返却するものです。

なお、1番については越谷市から令和3年4月19日付で、農用地利用計画に適合している証明書が発行しております。また、2番については平成10年3月11日付で、資材置場として農用地区域から除かれております。

本件1番の農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定、農地法施行令第11条第1項第1号イに該当し、工事完了後は貸人へ返却し、引き続き農地として耕作することとなっております。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当と考えます。

引き続き3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財が増え手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、両親へ相談したところ、父親の所有する土地を勧められ、申請地は実家に徒歩で1分もかからないところに位置し、また実家は農業を営んでおり、水稻及びクワイの栽培をしております。農繁期には、農作業の手伝いをしております。特にクワイの栽培は大半が手作業なため、今後両親が高齢となり、クワイ栽培の継続が困難となり、介護が必要なときのこととも考慮し、お互いに助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

なお、令和3年2月18日付で、住宅として農用地区域から除かれております。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来を考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は通勤に利用する武蔵野線南越谷駅に程近く、生活するための店舗やクリニック等もあることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、2番から4番の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から4番について私から説明いたします。

1番及び2番の件について一括報告いたします。5月12日に現地を

議

長

全
議

員
長

確認しております。申請地の現況は田、畑で、転用目的は資材置場と駐車場の一時転用です。出入口部分を除き、周囲を鉄板及びメッシュシートで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、3番の件について、同じく5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側出入口を除き、周囲をブロック及びメッシュフェンスで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、4番の件について、同じく5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

引き続き、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての5番から11番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての5番から11番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、市外の官舎で夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い家財が増え手狭となり、家族の将来のことを考え土地を探していたところ見つからず、妻の両親に相談したところ、母の所有している土地を勧められ、申請地は保育所や小学校も徒歩で5分のところに位置しております。また、妻は家が完成した後すぐに越谷市内の病院に看護師として復職を希望しております。親族が家の近くに居住していることから、安心して生活できると判断し、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和元年に所沢市に本店を置き、主に金属資材販売業を営む法人です。現在賃借にて資材置場を使用しておりますが、土地所有者より土地の明渡しを求められ土地を探していたところ、取引先より申請地を紹介され、申請地は取引先の隣接地であり、取引先との事業の円滑化を図るため最適な場所として判断し、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、家族の将来を考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は近くに保育園や小中学校があり、実家にもほど近く家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は現在自己所有の車を3台所有し、勤務先の社用車も含め、計4台を隣接する実家に駐車しておりますが、実家が工務店を営んでいるため、駐車場を探すようにとの申出があり土地を探していたところ、申請地は隣接地で計画したところ、土地の所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和48年に市内に本店を置き、主に自動車

販売業を営む法人です。現在4号バイパス沿線にて輸入車のショールームがありますが、駐車場のスペースが少なくお客様に不便な思いをさせております。また、試乗車や代車を増車するため駐車場用地を探していたところ、申請地は所有地から水路を挟んだ反対側にあり、計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家に近く、将来両親の介護が必要なときにもすぐにお世話ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は保育所や小学校が近くにあり、妻の実家には車で15分で行ける場所に位置し、子育ての支援やお互い困ったときに助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、5番から8番について瀬尾委員、9番について大熊委員、10番及び11番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、5番から8番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員

5番の件について、5月13日に現地を確認しております。申請地の

(瀬尾委員)

現況は畑で、転用目的は住宅でございます。東側の出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロック及びフェンスで区画しておりますことから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、6番の件について、同じく5月13日に現地確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は資材置場でございます。北側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロック及び既存の擁壁フェンスで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。審議のほうよろしくお願いいたします。

次、7番の件について、同じく13日に現地確認をしております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅でございます。出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロック及び土留めの板で区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

続きまして、8番の件について、同じく13日に現地確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅でございます。出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

9番について、大熊委員よりお願いいたします。

7 番 委 員

(大熊委員)

9番の件について、5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は駐車場です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック、フェンスで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番及び11番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員
(藤井委員)

それでは、2件ご報告いたします。

まず、10番の件につきまして、5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。南側及び西側は道路に接し、北側と東側はコンクリートブロックで区画されることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。以上、ご報告いたします。

続きまして、11番の件につきまして、5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。北側及び西側の出入口を除き、周囲にコンクリートブロックで区画されることから、被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、2件ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が1筆で、面積は1,040平方メートル、平成30年4月26日から令和3年5月25日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数が4筆で、面積は3,385平方メートル、

		平成30年5月26日から令和3年5月25日までの証明です。
		次に、3番の内容ですが、筆数が13筆で、面積は5,386平方メートル、平成30年5月26日から令和3年5月25日までの証明です。
		次に、4番の内容ですが、筆数が6筆で、面積は2,965平方メートル、平成30年6月26日から令和3年5月25日までの証明です。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員1番の小早川委員、2番から4番について推進委員8番の飯高委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について、小早川委員お願いいたします。
1番推進委員		それでは、1番について報告します。
(小早川委員)		5月13日に現地を確認しております。事務局の報告のとおり、特例適用農地について、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		2番から4について、飯高委員よりお願いいたします。
8番推進委員		2番から4番について一括して報告いたします。
(飯高委員)		5月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地（全23筆）については、全て適正に管理、耕作されておりますので、ご報告いたします。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕

議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。 続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の7ページを御覧ください。 第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。 番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。 1番、933平方メートル、新規で期間は2年10か月です。 本計画案は、越谷市における基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地を効率的に利用し、必要な農作業に従事するものとして作成されたものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 事務局からは以上です。
議全議	長 員 長	ただいまの説明について質疑はございませんか。 なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして、第6号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の8ページを御覧ください。 第6号議案 越谷市都市計画審議会委員の選出について説明いたします。 越谷市都市計画審議会委員の選出につきましては、越谷市農業委員

議
全
議

長
員
長

会総会運営申合せ事項第5、②の規定により、会長が委員となっておりますが、会長の任期が令和3年4月26日で満了となったことから、新たに会長を当該委員に選出するものです。

事務局からは以上です。

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

なし。

ご意見はないということでございますので、事務局の説明のとおり会長を当該委員に選出することに異議はございませんか。

全
議

員
長

異議なし。

ご異議なしということで、会長を当該委員に選出することに決定いたします。

続きまして、第7号議案 越谷市農政審議会委員の選出について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の9ページを御覧ください。

第7号議案 越谷市農政審議会委員の選出について説明します。

本件につきましては、令和3年5月10日付で越谷市長から農業委員会に対して越谷市農政審議会委員5名の選出について依頼がありましたので、選出するものです。

選出方法につきましては、越谷市農業委員会総会申合せ事項第5、①の規定により、会長及び担当地区に農用地が含まれている農業委員4名となっておりますことから、合計5名を当該委員に選出するものです。

また、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第4条第1項第4の審議会等への女性登用推進要綱の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図ることとなっておりますので、ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

事務局からは以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの件につきまして質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、事務局説明のとおり、会

		長のほか4名の委員を当該委員に選出いたします。ご異議ありますか。
全	員	異議なし。
議	長	この際、暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時29分) (再開時刻：午前10時31分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 越谷市農政審議会委員の選出について、ご意見はございませんか。 田口委員。
10番委員 (田口委員)		会長一任でお願いいたします。
議	長	農政審議会委員の選出については、会長一任との意見がありました が、いかがでしょうか。
全	員	異議なし。
議	長	それでは、私から指名いたします。 会長のほか、荻島職務代理、三ツ木委員、坂巻委員、宇田川委員の 4名の委員を越谷市農政審議会委員に選出したいと存じますが、ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。
議	長	ご異議なしとのことでございますので、会長と荻島職務代理、三ツ 木委員、坂巻委員、宇田川委員の計5名を越谷市農政審議会委員に選 出することに決定いたします。 続きまして、第8号議案 【越谷市農業委員会】「令和2年度の目 標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標 及びその達成に向けた活動計画」の決定について、事務局から説明願 います。
統括主幹		議案書の10ページを御覧ください。 第8号議案 【越谷市農業委員会】「令和2年度の目標及びその達 成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成 に向けた活動計画」の決定について説明いたします。それでは、別紙 の第8号議案を御覧ください。

1 ページを御覧ください。農業委員会の状況での1の農業の概要でありますが、こちらの数値は農地の台帳の現在の数値ではなく、それぞれの表の下に※印で注意書きがしてありますように、国で行っている調査の農業センサスや統計表等からの数値を表記してございます。

2の農業委員会の現在の体制につきましては、令和3年3月31日現在の人数となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、718.4ヘクタールを令和2年度の目標として、そのうち新規集積面積が0.07ヘクタールがありました。この0.07という数字は非常に低いのですが、この集積に関する表記につきましては、認定農業者の集積を行ったものを入れることになっておりますので、令和2年度につきましては0.07ヘクタールということで、達成率は0.01%でございました。

続きまして、3ページを御覧ください。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、新規参入者がございませんでした。

続きまして、4ページになります。遊休農地に関する措置につきまして、令和3年3月末現在で、遊休農地が20.2ヘクタールとなっております。令和2年度の活動といたしまして、委員の皆様は8月、9月の暑い時期に利用状況調査をしていただき、その後、事務局職員で地番の確認、写真撮影後に適正な管理の指導をしております。令和2年度中に6.2ヘクタールの遊休農地の解消を確認してございます。

続きまして、5ページを御覧ください。違反転用につきましては、農業委員による日常的なパトロールや事務局職員と開発関係課職員によるパトロールあるいは市民等からの通報などにより把握しております。是正指導しても是正に至らないものにつきましては、県とともに指導に当たっておりますが、令和2年度の実績といたしまして5.128ヘクタールの違反転用面積となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。事務に関する点検でございます。農地法第3条に基づく許可事務は、1年間で12件の申請があり

ました。その申請に対する事実関係の確認や総会での審議の実施状況を掲載させていただいております。

2の農地転用に関する事務につきましては、1年間で144件の4条、5条の許可申請があり、その事実関係の確認、審議の実施状況は記載のとおりでございます。

続きまして、7ページです。農地所有適格化法人からの報告への対応でございますが、越谷市内の農地所有適格化法人は1法人でありまして、決算後3か月以内という報告期限内に報告書の提出があり、農地所有適格化法人としての要件については問題がございませんでした。

続いて、4の情報の提供等です。農地の貸し借りの賃借料については、前年1月から12月の1年間に利用権設定された使用貸借を除いた平均額、最高額、最低額をホームページで公表しております。

農地の権利移動につきましては、農地法第3条、4条、5条の許可申請、届出あるいは相続での取得の届出などから把握しており、292件ありました。

農地基本台帳の整備につきましては、土地情報の毎年の更新のほか、8.1調査での情報や利用状況調査、利用権設定等の情報を基に整備しております。

続きまして、8ページです。地域農業者等からの主な要望・意見につきましては、農業者の高齢化により、耕作ができない旨の相談が数多く寄せられております。対処内容は、新規就農者や認定農業者の方に情報提供し、利用集積の推進を行っております。

次に、事務の実施状況の公表等でございますが、1番について総会等の議事録の公表は、ホームページで公表しております。

活動計画の点検・評価の公表につきましても、同様ホームページで公表しております。

続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動になります。それでは、1ページを見てください。農業委員会の状況でございますが、先ほどの点検・評価と同じでございますが、こちらの数値に

議
全
議

長
員
長

つきましては、国で行っている調査、農業センサス等の数値を表記してございます。

続いて、2の農業委員会の現在の体制につきましては、令和3年4月27日現在の人数でございます。

続きまして、2ページでございます。担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、今年度新規集積面積の目標を2ヘクタールと設定いたしました。

新たな農業経営を営もうとするものの参入促進につきましては、令和2年の実績はありませんでしたが、窓口での相談内容等から見て、1経営体を目標としてございます。

続きまして、3ページを御覧ください。遊休農地に関する措置につきましては、利用状況調査を8月から始め、適正な管理をするよう指導するとともに利用意向調査を実施し、遊休農地解消面積3ヘクタールを目標とした計画をしてございます。

次に、違反転用への適正な対応につきましては、違反転用の早期発見に努め、関係機関と協力しながら是正指導をしてまいりたいと思います。

事務局からは以上でございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の11ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の

議

長

規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、12ページ及び13ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、8件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類等も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付しております。

続きまして、14ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回は1件の届出がありました。内容につきましては、お目通しください。

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、6月25日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時41分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 5月25日

議 長

署名委員

署名委員